

交野市低所得者支援給付金 (新たな非課税世帯・こども加算) について

交野市では、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、国の交付金を活用し、新たに令和6年度の住民税が非課税となる世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。また、こども加算として児童1人あたり5万円を給付します。

対象世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で交野市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

【ただし、以下の世帯は対象外】

- ・令和5年度の同様の給付金(非課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円)の支給対象世帯
- ・令和6年度の住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯

こども加算対象児童

上記の世帯で扶養されている平成18年4月2日以降生まれの児童

支給額

1世帯あたり10万円 + 児童1人あたり5万円

支給の手続

「支給のお知らせ」が届いたら

→基本的に手続き不要

●「支給のお知らせ」に支給予定額、振込予定日、振込先口座「マイナポータルに既に登録された公金受取口座」または「令和2年に給付金10万円が振り込まれた口座」を記載しています。

●基本的に手続は不要(振込口座の変更や給付金を辞退する場合は手続きが必要)

【支給予定】令和6年8月下旬

「確認書等」が届いたら

→手続きが必要

●「確認書」に必要事項を記入し通帳及び対象者本人確認書類の写し等を同封のうえ、

令和6年10月31日(木)【必着】までに返送をお願いします。

※期限過ぎても提出がない場合は給付金を辞退したものとみなします。

【支給予定】「確認書」提出後2～3週間程度(提出書類等に不備があった場合は振込が遅れる場合があります)

その他

- ・この給付金は非課税です。また、差し押さえの対象ではありません。
- ・租税条約に基づく課税免除の適用を受けている場合は、対象外となります。

給付金の「振込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

ご自宅や職場に市役所や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記の電話や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ先

交野市臨時特別給付金推進室 平日9:00～17:30(土・日・祝日のぞく)

0120-093-192(フリーダイヤル)

072-892-0121(市役所代表番号)